

ノングルテン米粉を使用した加工品登録要領

日本米粉協会

第1 目的

この要領は、ノングルテン米粉を使用した加工品（以下「米粉加工品」という。）の登録について必要な事項を定めることにより、ノングルテン米粉の消費拡大を図ることを目的とする。

第2 登録基準

次のすべての要件に該当する加工品とする。

(1) 製造者、製造加工地

日本国内で製造・加工したものであること。

(2) 原材料

原材料となる米粉は、全て「米粉製品のノングルテン（Non-Gluten）認証要領」に基づきノングルテン米粉製品の第三者認証を取得した米粉を使用するとともに、ノングルテン米粉を主たる原料（無水物換算 51%以上）として使用し、食品表示法上の小麦に係る特定原材料表示が不要な加工品であって、大麦・ライ麦・オーツ麦を原料として使用していないものであること。

(3) 食品表示法に基づく対応

加工品のサンプルを検査機関に送って分析検査し、食品表示法に基づく、小麦に係るアレルギー表示を必要としないことを確認した加工品であること。

(4) 商品形態

食品表示法に基づく表示を行い、最終の出荷形態と消費者の入手形態が同一のものであること。

(5) HACCP対応

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行い製造された加工品であること。

第3 登録事業者

1 登録を受けようとする者は、日本米粉協会（以下「協会」という。）が主催する講習会を品質・衛生管理責任者が受講しなければならない。

2 登録を受けようとする者は、協会に申請し、登録基準の適合状況について、書類をもって確認を受けなければならない。

3 登録事業者は、次の各号について、誠実にこれを遵守しなければならない。

(1) 法令に適合した方法により生産を行うこと。

(2) 登録を受けた米粉加工品の生産及び流通に係る帳簿等関係書類を整理、保管すること。

(3) ロゴマークに関連した事故・問題が生じた場合、速やかに協会に報告すること。

第4 表示

登録事業者は、米粉加工品について、ノングルテン米粉使用ロゴマーク使用要領の定めるところによりロゴマークの使用を申請し、確認を受けた後、ロゴマークを表示するとともに、適正な管理を行うこと。

第5 登録の維持

- (1) 登録事業者は、3年ごとに、米粉加工品を検査機関で分析検査するとともに、協会が主催する講習会を再度受講したことの確認を受けること。
- (2) 登録の内容を変更しようとする時は、変更の届け出を行い、確認を受けること。

第6 登録の取り消し

協会は、登録事業者がノングルテン米粉使用ロゴマークの不適切な使用と判断された場合には、登録を取り消す場合がある。

なお、ノングルテン米粉使用表示は、食品表示法に基づく特色ある原材料の強調表示であるため、登録された製品により食物アレルギー等による健康被害や種々の問題が発生した場合には、当該登録事業者が責任を持って食品表示法等の関係法令に従った対応を行うこととする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、2019年（令和元年）9月1日から施行する。